

## 第1回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年1月6日(月)  
開会 15時00分  
閉会 15時37分
2. 場 所 伊万里市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	欠

議事録署名者 2番 山口 光壽

10番 黒川 博隆

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	江口 隆星		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第1号	農地法第5条の申請について
議案第2号	農地法第4条の申請について
議案第3号	農地法第3条の申請について
議案第4号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について

8. 報告事項

報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第2号	農地利用集積等促進計画[農地中間管理事業【借 受者の変更】]について
報告第3号	農地等の形質変更届出について
報告第4号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 かの判断について

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は14番の梶原委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 山口 光壽委員、10番 黒川 博隆委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条及び第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第1号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第2号</td> <td>農地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>22件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第1号	農地法第5条の申請について	3件	議案第2号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件	議案第3号	農地法第3条の申請について	5件	議案第4号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について		利用権設定	通年	18件	議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第2号	農地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について	1件	報告第3号	農地等の形質変更届出について	2件	報告第4号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	22件
議案第1号	農地法第5条の申請について	3件																													
議案第2号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件																													
議案第3号	農地法第3条の申請について	5件																													
議案第4号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																														
利用権設定	通年	18件																													
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																													
報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																													
報告第2号	農地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について	1件																													
報告第3号	農地等の形質変更届出について	2件																													
報告第4号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	22件																													
事務局	<p>議案第1号 1番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから3ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）に該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、2番になります。 図面は4ページから6ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場及び資材置場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃駐車場及び資材置場として利用をしていたとして始末書が添付されています。</p>																														

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、3番になります。 図面は7ページから9ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃にコンクリートブロック塀を設置して利用をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第1号 については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>個人的な理由で家を売りたいということで、売るにあたって買い手さんが駐車場をほしいと言われたため、畑を転用したいとのことでした。現地は、道路の脇に側溝があり、宅地と畑の間に深さ40から80センチメートルの水路がありました。隣接地との境にもU字溝がありまして、排水関係は問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>特に問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>駐車場をつくりたいということでした。現地は特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第2号 1番についてご説明します。  議案は2ページになります。  図面は10ページから15ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  申請人が駐車場及び自動車置場として使用するための申請です。  なお、許可を受けずに〇〇〇頃に砂利舗装をして通路及び法面として利用をしていたとして始末書が添付されています。  農地区分は第2種農地。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第2号 については以上1件です。</p>
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	特に問題ないところです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条及び第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第3号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 5件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。  申請事由や経営状況を掲げております。  全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。  議案第3号 については以上5件です。</p>
議長	<p>議案第3号 について議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第3号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 利用権設定の通年について御説明します。  議案の5ページから8ページに明細書を、9ページから21ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p>

事務局	<p>借受人が13名、貸付人が18名で、面積は田が57,033㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第4号 については以上18件です。</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第4号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 あっせん委員の指名について、御説明します。</p> <p>議案の22ページ 1番になります。</p> <p>図面は23ページになります。</p> <p>あっせん申出が〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせんをお願いします。</p> <p>議案第5号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は24ページから25ページになります。</p> <p>4件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第1号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	特に無いようですので、続きまして、報告第2号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第2号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について御説明いたします。  議案は26ページになります。 地区農地流動化計画の変更に伴う借受者の変更です。 農用地利用集積計画書を27ページに掲げております。  報告第2号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕については以上1件です。
議長	報告第2号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について、御意見、ご質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、報告第3号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第3号 農地等の形質変更届出について御説明します。 議案の28ページ 1番になります。 図面は16ページから19ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げをして、野菜を作付け畑として利用するための届出です。  続きまして、議案は28ページ、2番になります。 図面は20ページから23ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げし、野菜を作付け畑として利用するための届出です。  報告第3号 については以上です。
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地は窪地であり、日陰になるため管理もできないということで、嵩上げして畑にしたいということでした。特に問題ないと思います。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	嵩上げをして畑として利用しますとのことでした。特に問題ないと思います。

議長	<p>2番について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt; 特に無いようですので、続きまして、報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について御説明いたします。</p> <p>議案は、29ページになります。</p> <p>1番及び6番から22番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>2番から5番については農地パトロール等にて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第4号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt; 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第1回農業委員会会議を閉会します。</p>

